

我孫子市開発行為に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（条例第5条第2項の規則で定める条例等）</p> <p>第5条　条例第5条第2項の規則で定める条例等は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和47年条例第39号）、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）、我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年条例第2号）、我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第22号）及び<u>我孫子市景観条例（令和7年条例第28号）</u>並びにこれらの条例に基づき定められた規則</p> <p>（2）及び（3）　略</p> <p>（条例第6条第1項に規定する事</p> | <p>（条例第5条第2項の規則で定める条例等）</p> <p>第5条　条例第5条第2項の規則で定める条例等は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和47年条例第39号）、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例（平成11年条例第10号）、我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年条例第2号）、我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成15年条例第22号）及び<u>我孫子市景観条例（平成18年条例第21号）</u>並びにこれらの条例に基づき定められた規則</p> <p>（2）及び（3）　略</p> <p>（条例第6条第1項に規定する事</p> |

前協議の手続)

第6条 略

2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1)から(8)まで 略

(9) 前各号に定めるもののほか、
次に掲げる図書で開発行為に応じ
て市長が指定するもの

ア 略
イ 略
ウ 略
エ 略
オ 略
カ 略
キ 略

3 略

(転回広場)

第10条の2 条例第11条第2号並び
に第13条第4号及び第5号の規定
により設置する転回広場の形状は、
別図第1のとおりとする。

前協議の手続)

第6条 略

2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

(1)から(8)まで 略

(9) 前各号に定めるもののほか、
次に掲げる図書で開発行為に応じ
て市長が指定するもの

ア 我孫子市景観条例に基づく我
孫子市景観計画区域内行為事前
協議申請書の写し

イ 略
ウ 略
エ 略
オ 略
カ 略
キ 略
ク 略

3 略

(転回広場)

第10条の2 条例第11条第1項第2
号並びに第13条第4号及び第5号
の規定により設置する転回広場の
形状は、別図第1のとおりとする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。